

笠間市自殺対策計画（案）概要版

1 計画策定の趣旨

国において「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に「自殺対策基本法」を改正し、翌年の7月には国の新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。この改正法第13条において、都道府県及び市町村は自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して地域自殺対策計画を定めることとしており、「笠間市自殺対策計画」を策定するものであります。

2 笠間市の自殺者数等の推移

笠間市の自殺者数（発見日及び発見地基準【表1-1】）は、多少の増減はあるもののほぼ横ばい状態にあります。また、自殺死亡率（発見日及び発見地基準【表1-2】）については、全国、茨城県の平均を上回っている状況にあります。

【表1-1】自殺者数の推移（発見日・発見地基準 単位：人） ※警察庁の自殺統計による

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	27,858	27,283	25,427	24,025	21,897	21,321	20,840
茨城県	627	615	570	550	482	485	462
笠間市	16	21	14	17	13	19	17

【表1-2】自殺死亡率の推移（発見日・発見地基準） ※警察庁の自殺統計による

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	21.8	21.4	20.0	18.9	17.3	16.8	16.5
茨城県	21.3	20.9	19.5	18.8	16.6	16.8	16.0
笠間市	20.5	26.5	18.1	22.2	17.1	25.2	22.7

※自殺死亡率とは人口10万人当たりの自殺者数をいいます。その年の自殺者数を人口で割り、10万を乗じた値になります。

3 計画の概要

（1）計画の位置づけ及び名称

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因が複合的に関連しています。このことから、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら「生きることの包括的な支援」として各事業を推進することとします。

このことから、本計画の名称を「いのちを支えあえる地域づくり計画」とします。

(2) 計画の期間

国の自殺総合対策大綱は、概ね5年ごとに改定がされています。

本計画についても、このような国の動向を踏まえ2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5か年とします。ただし、進捗状況や社会情勢の変化等に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

(3) 計画の目標

自殺総合対策大綱では、自殺者数を先進諸国の水準まで減少させることを目標として、2026年（令和8年）までに自殺死亡률을2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させることを目標としています。本市の実情から、この計画に基づく目標を次のとおり定めます。

現 状	→	この計画の目標	※5年間で現状から
(過去5年間の平均値)		(2024年の目標値)	<u>25%以上減少</u>
◆自殺者数 16人		◆自殺者数 12人以下	
◆自殺死亡率 21.1		◆自殺死亡率 15.8以下	

また、本計画期間後の見直し、更なる取組等により、国の目標である2026年までに、本計画の目標値から更に5%以上の減少を目指します。

4 計画書の内容

(1) 自殺対策の基本理念

本計画の基本理念を定めたもので、笠間市では「いのちを支えあえる地域づくり」として、地域全体で「生きることの阻害要因」を減らし、「生きるための促進要因」を増やすことを自殺対策の基本理念としています。

(2) 自殺対策の基本方針

自殺対策の基本理念の実現のため、次の5つの基本方針の体系に基づいて自殺対策を推進することとします。

【基本方針の体系】

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 市、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

(3) 計画の具体的な取組内容

1. 基本施策

自殺総合対策大綱を勘案しつつ、全国的に実施されることが望ましい取組として示されたもので、全国的に自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない基本となる5つの施策及びそれぞれの具体的な取組を定めています。

【基本施策の体系】

(1) 地域におけるネットワークの強化

- ① 民生委員による地域の見守り活動の推進
- ② 茨城型地域包括ケアシステムの推進
- ③ 笠間市障害者地域自立支援協議会による障がい者への支援体制の推進
- ④ こころの医療連携会議による精神保健ネットワークの構築

(2) 自殺対策を支える人材の育成

- ① 様々な職種を対象としたゲートキーパー研修会の実施
- ② 消費生活マイスターの育成
- ③ こころのストレスサインに気付くことができる人を育てること

(3) 市民への啓発と周知

- ① 相談窓口等の周知
- ② 自殺予防週間と自殺対策強化月間における啓発活動の強化
- ③ 各種啓発キャンペーン等の実施

(4) 生きることの促進要因への支援

- ① 心身ともに健康で豊かな生活の維持
- ② 市民のこころの健康の保持
- ③ 妊娠、出産、育児等の不安の解消
- ④ 障がい者等への支援
- ⑤ 性的マイノリティへの支援
- ⑥ 金銭トラブル、多重債務者への支援
- ⑦ DV、児童虐待等の防止
- ⑧ 労働者対策、ハラスメントの防止
- ⑨ 犯罪被害者への支援
- ⑩ ひとり親への支援

(5) 児童生徒の自殺予防に関する取組

- ① 児童生徒に命の大切さを教えること
- ② 児童生徒が命や暮らしの危機に直面した時に、声を出して助けを求める

方法を教えること

- ③ 教員や周りの大人が児童生徒の発するＳＯＳに気付き、適切に対応するためスキル向上を図ること
- ④ 児童生徒のいじめ、保護者からの虐待の防止
- ⑤ 児童生徒の不登校など、様々な悩みへの対応

2. 重点施策

本市の自殺の現状と優先される対象・分野・課題等から重点的に取り組むべき5つの分野を抽出し、重点施策としての具体的な取組を定めています。

【重点施策の体系】

(1) 高齢者の自殺の防止

- ① 包括的な支援のための連携の推進
- ② 要介護者等への支援
- ③ 高齢者のこころと身体健康維持
- ④ 認知症対策
- ⑤ 高齢者への虐待の防止
- ⑥ 高齢者の生きがいづくり

(2) 子ども・若者の自殺の防止

- ① 子ども・若者の悩みへの対応
- ② 子ども・若者の居場所づくり

(3) 生活困窮者の自殺の防止

- ① 生活困窮者への支援の充実
- ② 生活困窮者相談支援員等の資質の向上
- ③ 多重債務者への対応
- ④ 失業、求職者等への支援
- ⑤ 農家、中小企業の安定経営、事業承継への支援

(4) 自殺未遂者への対応

自殺未遂者フォローアップ事業

(5) 自殺リスク地としての対策

様々な職種を対象としたゲートキーパー研修会の実施

5 計画の推進体制

医療（医師会，歯科医師会，薬剤師会）・保健（水戸保健所）・福祉関係者（市内介護事業所等），警察，消防等の関係機関，地域住民（民生委員），弁護士等による地域福祉に関する包括的連携会議である「笠間市地域包括ケアシステムネットワーク代表者会議」を市の自殺対策の推進組織として位置づけ，本計画に基づく自殺対策の進捗状況や効果等を検証しながら，自殺対策を推進してまいります。

6 計画策定の経過

期 日	会議，作業等	内 容
令和元年5月29日	こころの医療連携会議（※1）	・計画骨子案の提示 ・計画策定に係る意見交換
令和元年6月17日	笠間市地域包括ケアシステムネットワーク代表者会議	・計画骨子案の提示 ・計画策定に係る意見交換
令和元年6月27日	笠間市障害者地域自立支援協議会全体会	・計画骨子案の提示 ・計画策定に係る意見交換
令和元年8月	庁内各課ヒアリングの実施	・自殺対策に係る庁内関連施策の洗い出し
令和元年9月4日	こころの医療連携会議	・計画書素案の確認及び内容の検討，協議
令和元年12月4日	こころの医療連携会議	・計画書案の確認及び内容の検討，協議
令和元年12月	政策調整会議，庁議	・計画書案の確認及び内容の検討
令和2年1月	議員全員協議会	・計画書案の議会への概要報告
令和2年2月	パブリックコメントの実施	

（※1）こころの医療連携会議

こころの医療センターの精神医療の専門家と地域の保健，福祉等の関係者等による地域精神保健に関する連携会議